

2017年03月15日

各 位

組 織 名 IYAS コミュニケーションフィールドデザインズ
代表者職氏名 代表 湯 浅 徹
問い合わせ先 t.yuasa@iyas-cf.yuasa.biz



規約の改訂について

当団体は旧規約第23条（新規約第15条）の定めるところにより、2017年3月1日及び同12日に規約の改訂を、代表の決裁において実施しましたのでお知らせします。

記

1. 規約施行細則の制定

団体の重要事項に関わることを規約に記載、その他重要でない事項については、規約施行細則へ定めることといたしました。

2. 活動目的の変更

中古品売買事業及びPCサポートサービスについては、実施されることなく約3か年を経過し、今後も実施の見込みはないことから削除し、書道教室については現在も開設しておりませんが、書道に関する活動として教室運営に限定しない幅広い書道活動を行えるようにしました。

旧	新
<ul style="list-style-type: none">・コンピュータ及びインターネットの調査研究・ソフトウェアの開発・中古品売買事業・PCサポートサービス・書道教室	<ul style="list-style-type: none">・コンピュータ及びインターネットの調査研究・ソフトウェアの開発・書道に関する活動

3. 財産管理に関する事項の新制定

当団体は、法人格を有せず、営利を目的としない団体として運営されており、一般的には権利能力なき社団として解されており、権利や義務の主体とはなり得ません。基本的に、当団体の財産や権利義務は構成員全員の総有となるものと解されますが、当団体はその性質上、全ての構成員が団体の企画運営までの参加を求められない方々も存在します。

その為、当団体においては、団体としての財産を保有するものの、代表以外の方には財産権の総有を規約において予め事実上放棄して頂くことにより、租税公課や債権債務の履行一切全ては代表が個人として処理し、債権債務の権利義務が他の構成員に連帯しないようにしました。

4. 営利を目的とせず、法人格を有しない権利能力なき社団への移行

当団体は従来、任意団体と称して活動を行っておりましたが、ゆうちょ銀行からの指摘及び預金保険機構から公表されている両者の定義について比較検討を行ったところ、当団体の実情は「権利能力なき社団」に該当することから、その旨を規約に記載し、任意団体の文言を削除しました。

以 上